平成 29 年 9 月 15 日

＜市町村担当者各位＞

平成２９年１２月１０日（日）

面接相談と電話相談の両方でお受けします

司法書士による「交通事故の物損トラブル無料相談会」

を開催します

長野県司法書士会
会長　室賀真喜男

長野県司法書士会では、平成２９年１２月１０日（日）、**司法書士による「交通事故の物損トラブル無料相談会」**を、面接相談及び電話相談の方式により、下記の要領で開催します。

◆日　　時：平成２９年１２月１０日（日）午前 10 時～午後５時
◆相談方法：下記会場における面接相談（来所相談）、または電話相談
１　面接相談（要予約）
【相談会場】長野県司法書士会館２階（長野市妻科３９９番地）
【予約電話】０２６－２３２－７４９２
（予約なしでも可能な限り対応しますが予約が優先です）
２　電話相談
【電話番号】０１２０－４４８－７８８（フリーダイヤル）
◆相 談 料：面接相談及び電話相談ともに無料です
◆相 談 例：自動車事故で双方の車が破損し、どちらが悪いか争いになっている。
信号が赤で停まっていたら、後ろからぶつけられ車が破損した。
自動車事故で相手の車が破損し、修理代を請求されている。
※その他、主に物損に関する交通事故の相談をお受けします。
◆問合せ先：長野県司法書士会（TEL：０２６－２３２－７４９２）

平成 28 年中に長野県内で発生した交通事故件数は 8301 件であり、一日平均約 23 件の交通事故が発生しています(長野県警察 HP より)。

この件数は「人身交通事故」のみが対象であり、物損交通事故の件数は含まれておりません。つまり、長野県内においては人身交通事故が１時間に約１件の割合で発生し、物損事故を含めると、それ以上の頻度で交通事故が発生していることになります。

人身交通事故では、強制加入の自賠責保険により、被害者の受けた損害について一定範囲での賠償が保障されています。しかし物損交通事故では自賠責保険の適用がありません。そのため事故の当事者が任意保険に加入していなければ、被害者側は、保険による損害の賠償を受けられないことになります。もし加害者側が損害の賠償に応じなければ、裁判所に訴訟等を提起するなどの方法によらざるを得ません。

ところが一般の方々にとって裁判所で訴訟等の手続きを行なうことは難しく、費用面での不安もあります。とりわけ損害額が少ないケースでは、被害者側が損害賠償の請求をあきらめ、泣き寝入りしてしまうことも少なくないと推測されます。

そこで、今般、主に物損交通事故による損害の賠償請求に関する相談をお受けすべく、標記の相談会を開催するはこびとなりました。

交通事故の当事者で居ながら、思うような解決が得られずに悩まれている、ひとりでも多くの方々に、相談の機会が提供されるよう､標記相談会の開催を県民に広く周知していただきたくお願い申し上げます。

＊　＊　＊

法務大臣の認定を受けた司法書士は、簡易裁判所における訴訟代理権を持っており、１４０万円以下の金銭請求等の場合には、裁判上および裁判外において代理人となることができます。また、地方裁判所においては、書類作成を通じて訴訟をサポートします。

司法書士は、「身近なくらしの法律家」として、市民の権利擁護に寄与します。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆　本リリースに関するお問合せ先　◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆
長野県司法書士会広報担当理事　小林竜朗（TEL：0268-22-8110　FAX：0268-22-8420）